

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		資料番号	15-2	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	大気汚染防止法	根拠条項	18の34-2	不利益処分の種類	水銀排出施設に係る構造等の改善命令及び使用の一時停止命令
大気汚染防止法 (昭和四十三年六月十日法律第九十七号)					
(排出基準)					
第十八条の二十七 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量 (以下「水銀濃度」という。) について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。					
(改善勧告等及び改善命令等)					
第十八条の三十四 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができる。					
2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。					
大気汚染防止法施行規則 (昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号)					
(水銀等の排出基準)					
第十六条の十七 法第十八条の二十七の規定による水銀等に係る排出基準は、水銀濃度 (ガス状水銀 (排出ガス中に含まれる気体状の水銀等をいう。以下同じ。) の濃度 (環境大臣が定める測定法により測定されたガス状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。) 及び粒子状水銀 (排出ガス中のダストに含まれる水銀等をいう。以下同じ。) の濃度 (環境大臣が定める測定法により測定された粒子状水銀の量を、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートル中の濃度に換算したものをいう。以下同じ。) の合計とする。以下同じ。) が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表の下欄に掲げる水銀等の量であることとする。					
2 水銀排出施設が、連続する三年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、当該施設のガス状水銀の濃度が前項に規定する排出基準を満たすことをもって当該施設の排出基準を満たしているものとみなすことができる (当該期間において、当該施設について法第十八条の三十の規定による構造等の変更の届出を行わない場合に限る。)					
一 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること					
二 次条第一号イからニの測定の結果 (同条第三号の規定による再測定を行つた場合は、同条第四号の規定による測定の結果とする。) の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、五〇マイクログラム未満である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が五パーセント未満であるもの					
三 次条第一号イからニの測定の結果 (同条第三号の規定による再測定を行つた場合は、同条第四号の規定による測定の結果とする。) の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、五〇マイクログラム以上である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が五パーセント未満であり、かつ、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、粒子状水銀の量が二・五マイクログラム未満であるもの					